

【環境創出に関する行動計画書】（令和7年～9年）

＜ 1 ＞ 環境創出協定第4条に基づく維持管理目標値及び将来目標値等

注：法令が適用されない項目等に関しては、「—」を記入する。		法令に基づく規制基準 (公害防止条例基準値)	維持管理目標値	将来目標値 及び到達目標年	自主検査の頻度
大気汚染 (排出ガス)	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	—	—	—	—
水質汚濁 (排出水)	pH BOD SS	—	—	—	—
ダイオキシン類（焼却炉）		—	—	—	—
ダイオキシン類（排出水）		—	—	—	—
騒音	騒音の大きさ（dB）				2回/年
	昼 A地点	65 以下	55以下	55以下	
	昼 B、C、D地点	65 以下	60以下	60以下	
	朝・夕 A地点	60 以下	55以下	55以下	
	朝・夕 B、C、D地点	60 以下	60以下	60以下	
	夜 A、B、C、D地点	50 以下	50以下	50以下	—
	A地点は周辺に住居が存在するため目標値を下げて管理する。				
振動	振動の大きさ（dB）				2回/年
	昼 A地点	65以下	55以下	55以下	
	昼 B、C、D地点	65以下	60以下	60以下	
	夜 A地点	60 以下	55以下	55以下	
	夜 B、C、D地点	60 以下	55以下	55以下	
	A地点は周辺に住居が存在するため目標値を下げて管理している。				
産業廃棄物	プラスチック廃棄物 中心	—	削減活動を継続し、令和6年度実績値を基準に、令和7年度末まで維持する。	削減活動を継続し、令和6年度実績値を基準に、令和9年度末まで維持する	1回/年
中間処理施設	（該当無し）	—	—	—	—
地下水検査	（該当無し）	—	—	—	—

《 2 》 具体的な方策及び予防措置

1. 上記の目標値を達成させるための具体的な方策

- (1)大気汚染 ・ 特定施設なし
- (2)水質汚染 ・ 特定施設なし
- (3)騒音
 - ・ 日常の設備の点検管理により、異常音の発生を防ぐと共に、工場巡視により、騒音発生箇所の発見と対策に努める。
 - ・ 維持管理目標値を法令の規制値より下げて管理する。
 - 昼 A地点 65dB 以下 ⇒ 55dB 以下
 - 昼 B、C、D地点 65dB 以下 ⇒ 60dB 以下
 - ・ 設備の更新、新規導入の場合は省エネ・低騒音タイプを考慮する。
 - ・ 工場内を走行する車両(トラック、フォークリフト)は制限速度を順守し、安全走行と騒音の低減に配慮する。
- (4)振動
 - ・ 日常の設備点検管理により、異常振動の発生防止を行う。
 - ・ 維持管理目標値を法令の規制値より下げて管理する。
 - 昼 A地点 65dB 以下 ⇒ 55dB 以下
 - 昼 B、C、D地点 65dB 以下 ⇒ 60dB 以下
- (5)産業廃棄物 ・ 分別管理及びリデュース、リユース、リサイクルを徹底し削減に努める。

2. 予防措置

- (1)大気汚染 ・ 汚染につながる設備はない。
- (2)水質汚濁
 - ・ 雨水を含む排水に対して分離槽を設置し管理を継続する。
 - ・ 定期的に水質検査を実施し、規制基準値以下であることを確認することにより、安全性を維持していく。
- (3)臭気 ・ 揮発性物質の使用を削減する。

《 3 》 廃棄物の削減と発生抑制対策

- (1)成形ロスの削減活動を継続し、廃棄物の発生量(特にプラスチック類)を抑制する。
- (2)軽量化、耐久性の向上等により、環境影響を低くする製品の開発提供を目指す。
- (3)リサイクル材の活用をさらに増加させていく。
- (4)プラスチック類、金属類、ダンボール類等の利材化の推進を継続する。

《 4 》 温室効果ガス排出抑制対策

(1)CO₂排出量の削減

前年度比 1. 2%削減を目標に掲げ、活動を継続する。

(2)緑化の推進

工場内及び工場周辺に植樹している環境木の剪定管理を継続する。

(3)電気使用量の削減

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき、生産重量当たりの電気使用量(原単位)を前年度比 1%削減することを目標に活動する。生産

設備を省エネタイプに変更していく。

(4)発生する余熱の活用

事業活動の内容により、直接的に有効に活用出来る工程はない。

(5)作業車両及び自動車の対策

配車システムにより、トラックの待機時間を減少させた上で、アイドリングストップを継続推進することで、エネルギー使用の削減に努める。

また、電動フォークリフトへの変更により、CO₂の排出量の削減に努める。

《 5 》 グリーン購入に関する具体的な内容

(1)事務用品については、環境に配慮した商品を購入するよう努める。

(2)使用する資材等については、有害性のないものを使用する。

(3)資材の調達先については、環境に配慮した業者の選定に努めると同時に、特に法令等で定められた禁止物質については購入品には含まれていないことを確認する。

《 6 》 その他の環境創出に関する対策

(1)環境に配慮した省エネルギー仕様の設備・車両の導入継続

(2)環境配慮型製品の開発・提供の推進

- ・新製品の軽量化
- ・さまざまな再生材を使用した製品の開発による資源の有効活用
- ・リサイクルしやすい製品の開発
- ・バイオマス樹脂を使用した製品の開発

(3)工場周辺の環境美化活動継続

- ・各務原市の清掃ボランティア活動に参画して活動する。

(4)地域及び周辺の小中学校の工場見学を積極的に受け入れ、環境学習の一環として協力する。

—以上—